

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	福利給与課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	一般財団法人山梨県教職員互助組合
契約名	県費負担教職員の健康管理推進事業委託契約
契約金額 (税込み)	1 0 , 6 2 6 , 0 0 0 円
随意契約理由	県費負担教職員の健康診断及び診断後の措置は、学校保健法第 8 条及び労働安全衛生法第 3 条の規定により設置者(事業者)である各市町村教育委員会において実施することになっている。 一方で、県も県費負担教職員の任命権者として、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、職員の保健のための措置を講ずる立場にある。 そこで県は、各市町村と共同で県費負担教職員の健康管理推進事業(以下、「健康管理事業」という。)を実施し、当該事業に要する経費の 2 分の 1 を負担することとした。 委託先については、県と各市町村の共同事業であるため同一の者とするが、市町村においては、次の理由により当該事業を一般財団法人山梨県教職員互助組合(以下「互助組合」という。)に委託することとしている。 ① 健康管理事業は、教職員の健診結果データを電子化して統一カルテを作成し、これを活用した県下小中学校への巡回健康指導や継続的な個別指導及び養護措置の支援等を実施する事業であるが、これらを一括して受託できる団体は県内で互助組合以外にはない。 ② 人間ドックの健診結果データの授受には本人の同意が必要となるため、教職員の個人情報の適正な取扱いについて十分な実績を有する等、教職員の理解が得られやすい者に事業を委託する必要がある。 以上の理由により、県にとっても市町村と同様、互助組合が健康管理事業の委託先として最も適しているものと認められるため、互助組合と随意契約することとし、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の規定により見積合わせを省略した。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号